

資 料

イギリス法と欧州共同体法 (三)

—— 共同市場と法曹 ——

付：弁護士による法律サービスの提供の自由に関する欧州共同体閣僚理事会命令
および英国の枢密院令

E. H. スキヤメル 著

矢 頭 敏 也 訳・編
森 川 功

目 次

訳者はしがき

共同市場と法曹	7
法曹の仕事の増加	7
二層の法曹に合わない共同市場	9
共同市場の弁護士	11
共同市場の法	15
欧州共同体司法裁判所の管轄権	16
法曹に影響する国内的な変更	20
国内法の変更	20
法曹への加入	21
結 論	23

付録：弁護士による法律サービスの提供の自由に関する欧州共同 体閣僚理事会命令および英国の枢密院令	26
1. 弁護士が自由にサービスを提供することを実効的に行なう のを促進するための1977年3月22日付欧州共同体閣僚理事會 命令	26
2. 1978年欧州共同体（弁護士のサービス）令	37

Current Legal Problems 1963

A Symposium on

English Law and Common Market

Edited by George W. Keeton and Georg Schwarzenberger

Copyright © 1963 by Stevens and Sons Ltd.

This Japanese translation is published in Japan by the Institute of Comparative Law, Waseda University, by direct arrangement with Sweet and Maxwell Ltd., London.

二〇八

訳者はしがき

1. ここに訳出する「アーネスト・H・スキヤメル：共同市場と法曹」(Ernest H. Scamell, *The Common Market and the Legal Profession*)は、シンポジウム「イギリス法と共同市場」の翻訳の第三番目のもので、「M. A. ミルナー：契約および不法行為における対比」(本誌第18巻第1号, 1984)および「E. C. ライダー：財産法と共同市場」(本誌第18巻第2号, 1985)に続くものである。

本稿では、上記のスキヤメル論文に加えて、欧州共同体加盟国における弁護士法律サービス提供のために欧州共同体閣僚理事会が制定した「弁護士が自由にサービスを提供することを実効的に行なうのを促進するための1977年3月22日付欧州共同体閣僚理事会命令」と、この命令を遵守するために必要な措置として英国で制定された枢密院令 (Order in Council) 「1978年欧州共同体(弁護士のサービス)令」を付け加えることにした。

2. 上記のスキヤメル教授(当時ロンドン大学のイギリス法の Reader)の論文は、1973年の英国の欧州共同体加盟に先き立って、加盟した場合にどのような問題が起きるであろうか、という立場から書かれたものである。その後、1973年1月1日、英国が欧州共同体に加盟したことによって、問題は具体化したのである。

ところで、欧州経済共同体条約第52条は、自営業を自由に始め、かつ遂行することができる旨を規定し、また同第57条は、閣僚理事会に、免許状および資格の相互承認のための命令を制定する責務を負わせている。しかしながら、加盟国における弁護士による法律サービスの提供の自由に関しては、さまざまな問題があったのにもかかわらず、加盟国の国内裁判所に出廷する権利は、関係国の法律に基づかされていて、他の加盟国の弁護士の活動は大きな制約を受けていた。そして、この問題は欧州共同体司法裁判所にも持ち込まれていた。例えば、他国籍を有することのみを理由として、弁護士の業務を行なうことを拒否することはできない、と判示された、*Reyners v. The Belgian State* (ECJ

Case, No. 2/74, June 21, 1974, [1974] 2 C. M. L. R. 305), あるいは, 他の加盟国の資格に「対等の資格」(équivalence) を認めているながら, その資格を有する者が法律業務を行なうことを拒否することは認められない, と判示された, Thieffry v. The Bar Association of Paris (ECJ Case, No. 71/76, April 28, 1977, [1977] 2 C. M. L. R. 373) などがあった。

3. そこで, 欧州共同体閣僚理事会は, 各加盟国の弁護士会の反対があったにもかかわらず, 1977年3月22日, 命令を制定して, 加盟国のすべての裁判所において法律事務を行なうことが可能であり, かつそれを行なう権利を有する弁護士, すなわち, 欧州経済共同体弁護士 (EEC lawyer), あるいは共同体弁護士 (community lawyer) とも通称される弁護士を創設する手段をとった。それが, 前記の「弁護士が自由にサービスを提供することを実効的に行なうのを促進するための1977年3月22日付欧州共同体閣僚理事会命令」である。

ところが, この命令は, 後にその内容が示されるように, 他の加盟国において法律事務を行なう無条件の権利を授与するものではなく, 受け入れ加盟国の規則に従ってのみ行ないうる, と定めているのである (同命令, 第4条第1項)。また, 各加盟国の弁護士会の間すでに結ばれている協定と並んで, 同じようにこの命令は, 地域の弁護士会のメンバーの助力をえて行なう場合のみ弁論権を認められるにしか過ぎない (同命令, 第5条)。換言すれば, この命令は, 各加盟国で自由に行動し実務を行なうことを可能にしているのでもなく, また, 資格証明書の相互承認, あるいは永住的な滞在を定めているものでもないのである。

4. 上記の命令第8条第1項に従って, 同命令を遵守するためにとるべき必要な措置として, 英国は, 1972年欧州共同体法 (European Communities Act 1972. この法律については, 矢頭・八木「英国の1972年欧州共同体法」本誌第13巻第2号, 1979, 参照) に基づいて, 1978年12月20日, 枢密院令として「1978年欧州共同体 (弁護士のサービス) 令」を制定した。

この枢密院令は, 前述の閣僚理事会命令がそうであるように, 臨時的ベースで実務を行なうことを可能にするのみであって, 他の加盟国の弁護士が, 英国において, 恒久的業務を開業する権利を与えるものではない。また, 共同体弁

護士とか EEC 弁護士とか称される弁護士は、英国内で、同一もしくは関連する訴訟手続において、バリスターとソリシターの両方のサービスを提供することはできないのである。

5. このようにして、法律サービス提供の自由とはいいいながら、実際には、各国の弁護士会の抵抗もあって、かなり限定された条件下でしか業務を行なうことができないようである。わが国において、日米弁護士の相互乗り入れに関して、日弁連は消極的である、といわれているが、英国の弁護士団体も、局面は違うとはいえ、同様の態度を見せている。

しかしながら、英国の弁護士たちが、欧州共同体内における活動に関心を示さないのでは決してない。たしかに、もっとも活動しているのは、ドイツ、ベルギー、アメリカの弁護士であって、英国の弁護士は自他ともに許す能力を持ちながら、しかもそれを証明するチャンスを持ちながら、まだ証明していないことを残念がる声も聞かれる。また、欧州経済共同体条約第 177 条に基づく先行判決 (preliminary ruling) を求める欧州共同体司法裁判所への付託 (reference) も、1961—1983年の統計では、ドイツから40%、フランスから14.3%、イタリアから12%、オランダから16.8%、などであるのに比して、英国からは3.6%にしか過ぎない(英国加盟後に限った比率はもう少し高い)ことは考えるべきことであるといわれている。

このように見てくると、スキャメル教授がここに訳出した論文の「結論」の中で述べていることは、現在にもあてはまるといってよいであろう。

なお、この翻訳は、矢頭と早稲田大学大学院法学研究科に在学する森川 功の共同作業の結果である。

昭和60(1985)年1月

矢頭 敏也

共同市場と法曹

アーネスト・H・スキャメル

連合王国が共同市場に加盟するための交渉が決裂した⁽¹⁾ ことに対して私が最初に考えたことは、この論文の表題および内容を、共同市場に加盟《しない》ことの法曹に対する影響を扱うように、変更しなければならぬということであった。しかしながら、更に良く考えてみれば、そのような思い切った変更は必要ではないように思われる。なぜならば、第一に、連合王国が共同市場に加盟するという事は、初めから分かり切っている結論であったわけでは決してなかったからであり、第二に、連合王国が将来のそれ程遠くない日に共同市場に加盟することは無いということは、決して確実ではないからであり、そして第三に、私がこれから述べようとする多くのことは、それが共同市場加盟国の法曹にも当てはまる限りにおいて、広く一般的に関心が持たれることと考えられ得るからである。

法曹の仕事の増加

共同市場への加盟によって貿易および商業活動の増大が見込まれるならば、そのことは、連合王国が加盟を認められることになった場合

(1) 交渉決裂は1963年1月29日に報道された。本論文のための当初の表題は、「法曹に対する共同市場の影響」(The Impact of the Common Market on the Legal Profession)であった。〔連合王国は、1973年1月1日に欧州共同体に加盟した。——訳者〕

には、イギリスの法曹に対して何を意味するものとなるのであろうか。

第一に、法曹の仕事がそのような活動の法的諸側面を取り扱うことである限りにおいて、少なくとも、この種の法律事務の量は、その増大に比例して増加することが推定されるであろう。したがって、問題がそこに留まるならば、法曹は、増加した活動量に対処するように努める以外には何らなすべきことがないこととなろう。しかしながら、多分ここにおいてさえ、「何らなすべきことがない」というのは、全く適切な表現ではない。なぜならば、良く知られていることではあるが、法曹に対して新たに補充される、適切な能力を有する者の数は、需要を下回っており、そして、このことは、既に、ソリシター協会 (Law Society) およびバリスター団総評議会 (Bar Council) にとって心配の種となっているからである。イングランドおよびウェールズには、実務を行なっている者について言えば、約2万人のソリシターと約2千人のバリスターがおり、そして、少なくとも更に5千人のソリシターを受け入れる余地があると考えられている。ソリシター協会の最近の経験によると、職を求めている有能で若いソリシター一人に対して、約12の空席を選択する機会がある。実際のところ、ソリシターとしての資格を得るために必要とされる訓練は、長期にして困難で無報酬のものであり、そして、これらの苦勞に報いるに十分な「魅力」を備えたものと常に考えられているわけではない。他方、バリスター団 (the Bar) は、「魅力」はあるが、ソリシターたちには——全く理解できる場所ではあるが——若く経験の乏しいバリスターに思い切って機会を与えようとする傾向がある、という更に深刻で不利な状況に付きまわっている。しかしながら、私は、これらの問題の解決方法について、ここで直接的に論じようとするものではない。なぜならば、それらの問題は、共同市場とは（それによって過重され

たかもしれないとはいえ）別個に存在するからである。⁽²⁾

二層の法曹に合わない共同市場

しかしながら、連合王国が共同市場に加盟することの法曹に対する影響が、実際的かつ潜在的に、単に法律事務の量を増大させることよりも遙かに遠大かつ根本的であったであろうことには、疑問の余地がない。現在加盟6か国の間で認識されているように、共同市場およびその諸機関は、それらが法と弁護士（lawyer）に関する限りにおいて、加盟国の法曹に何ら区分がないことを前提としている。私が思うに、世界のすべての国の中でイギリスのみが、バリスター（barrister, or counsel）とソリシター（solicitor）との間の厳格な区分をいまだに残している。この区分は、意図的というよりは、歴史的偶然の結果として生じたのであり、かなり一般的に理解されているものではあるが、しかし私は、欧州経済共同体条約およびその条約の議定書と規則（Regulations）の中の法曹に関する規定を考察することに取りかかる前に、分析的様式で、バリスターとソリシターとの間の主たる相違がいかなるものであるかを簡単に述べておくのが有益であるかもしれないと考える。それらは次のものである。

(1) バリスターは、イギリスのすべての裁判所において弁論権を有するが、ソリシターは、県裁判所、小治安裁判所、および、いくつかの四季裁判所においてのみ弁論権を有する。⁽³⁾

(2) これらの問題およびそれらの可能な解決方法については、Sir Edwin Herbert, "Education for the Legal Profession", 11 *Current Legal Problems* (1958), pp. 1-18 を参照されたい。

(3) この説明は、ある種の行政的な裁判所および審判所を無視している。
〔現在ソリシターは、県裁判所、治安判事裁判所および、一定の事件に

(2) バリスターは、いくつかの重要ではない例外があるが、ソリシターから事件の依頼を受けなければならないが、そして、(ソリシターができるようには) 素人の依頼者から直接的に事件の依頼を受けることができない。

(3) バリスターは、自己の専門職業上の仕事を行なうに際しての過失に対して責任を負わないが、ソリシターは、過失に対して責任を負う。(註)

(4) バリスターは、彼に事件の依頼をしたソリシター⁽⁴⁾または素人の依頼者のいずれに対しても、自己の専門職業上の報酬 (fees) を請求する《法的》権利を何ら有していない。ソリシターは、報酬、裁判所手数料および訴訟必要費用 (fees, costs, disbursements) を請求する訴えを提起できる。

(5) ソリシターは、裁判所の職員であり、その懲戒に服するが、バリスターはそうではない。⁽⁵⁾

(6) ソリシターは、パートナーシップを結んで実務を行なうことができるが、しかしバリスターはそうすることができない。

もちろん、法学教育および組織についての相違のような、他の多くの実際上の相違はあるが、それらは付随的なものであり、それら自体は、バリスターとソリシターとの間の区分にとって重要なものではない。これらの考慮事由を念頭に置いて、ここで共同市場へと論旨を進

については、刑事法院 (Crown Court) において弁論権を有する。——訳者]

[(註) 現在では、バリスターも過失に対する責任を負わされることがある。本誌本号掲載の「英米判例研究(10)、イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(二)——バリスターの場合」参照。——訳者]

(4) しかしながら、弁護人(バリスター)に報酬を支払わないソリシターは、ソリシター協会による厳しい懲戒処分を受けることがある。

(5) しかしながら、バリスターは、その者が属する法曹学院の評議会 (Masters of the Bench) の懲戒に服する。

めることとする。

共同市場の弁護士

共同市場（あるいは、より正確には、欧州経済共同体）を創設するにあたって、ローマ条約は、實際上、一つの新たなヨーロッパ国家、つまり、それ自身の議会すなわち欧州議会（Assembly）、それ自身の政府すなわち欧州閣僚理事会（Council）、それ自身の官庁すなわち欧州委員会（Commission）、および、（本論文の諸目的のためには最も重要なものとして）それ自身の裁判所すなわち欧州共同体司法裁判所⁽⁶⁾（Court of Justice of the European Communities）を有する共同体を創設した。同条約が扱っている諸事項、すなわち、基本的には、加盟国間の同一条件での自由貿易、および、加盟国と他の諸国との間の共通関税政策の範囲内で、これらの諸機関は決定権を有し、そして、その範囲において、各加盟国はその主権を放棄してきている。

欧州共同体司法裁判所の存在から、必然的に、同裁判所に代理の資格で出廷する人々の一団があることになる。ローマ条約の中には、同裁判所において排他的弁論権を有し、さらに、その諸活動を同裁判所に限られた、独自かつ別個の法曹を創設する規定は置かれなかったが、しかし、同裁判所に出廷し訴訟に参加する権利は、すべての加盟国の一定の個人および弁護士に対して、それらの者が一定の要件を満たす場合に与えられている。同裁判所における代理に関する状況は次の通りである。

(6) これはまた、欧州石炭鉄鋼共同体および欧州原子力共同体の司法裁判所でもある。

(1) 訴訟の当事者は、裁判所においては「代理人」によって代表され《なければならない》(欧州共同体司法裁判所規程に関する議定書の第17条)。

(2) 訴訟の当事者は、裁判所においては、その「代理人」を通じてのみ裁判所に対して陳述を行なうことができる(同議定書の第29条)。

(3) 「代理人」は、(事案の要請するところに従って)以下の内のいずれかでなければならない。

(a) 当事者が、欧州共同体の加盟国もしくは機関である場合には、各々の事件のために任命された代理人。⁽⁷⁾ この関係では、そのような代理人が弁護士である必要は全くないことが明らかであるように思われるし、また、ここで考慮されたことが、加盟国は何らかの政府の責任を負う者によって代表されることを望むであろうし、あるいは、そう望むかもしれない、ということであったことには疑いがないように思われる。しかしながら、そのような場合には、代理人は、共同体のいずれかの加盟国の弁護士団の内の実務を行なっているメンバーである法律顧問(legal adviser)によって補佐されることが《できる》と定められている。

(b) 当事者が、欧州共同体の加盟国もしくは機関以外のものである場合には、共同体のいずれかの加盟国の弁護士団の内の実務を行なっているメンバー。

しかしながら、更に第17条によって、加盟国の国内法の下で、上級の法学教師(《教授》professeurs)がその加盟国の裁判所において弁論権を与えられている場合には、そのような教師は、当該加盟国の国民であるから、欧州共同体司法裁判所において、弁護士団の内の実務

(7) 同議定書の第17条。

を行なっている⁽⁸⁾メンバーが有するのと同じ権利を有するものとする、と定められている。

これらの規定をイギリスの法曹に適用すると、状況は以下のようになる。

(1) 共同体の加盟国もしくは機関を代表する代理人のための法律顧問、あるいは、加盟国でない当事者のための弁護士 (counsel)、のいずれかとして行動し得る者は、バリスター団の内の実際に実務を行なっているメンバーのみとなる。欧州共同体司法裁判所訴訟手続規則 (Rules of Procedure) 第38条第3項によって、当事者を補佐するか、もしくは代表する弁護士は、登録官事務所 (Office of the Registrar) に対して、自分がバリスター団の内の実務を行なっているメンバーであることを証明する資格証明書を提出することを要求される。更に、同訴訟手続規則第32条⁽⁹⁾に明記されている (弁護士として、あるいは、代理人のための法律顧問として、欧州共同体司法裁判所に出廷する権

(8) 「実務を行なっている」という語は、第17条最終項には見られないが、当然推定され得る。

(9) 第32条は次のように規定している。

第1項 欧州共同体司法裁判所または同裁判所が証拠調要求状 (letter of request) によって指定した司法機関に、法律顧問および弁護士と共に出廷する、国家または機関を代表する代理人は、問題となっている事件または関係当事者に関連して述べた言葉および作成された書面に関して、免責を享受するものとする。

第2項 代理人、法律顧問および弁護士は、また、以下の特権および便宜を享有するものとする。

(a) 訴訟に関連するすべての文書および書面は、検査および没収を免れるものとする。争いがある場合には、税関吏または警察は、問題の文書および書面に封印を施すことができ、当該文書および書面は、その後、登録官および関係者の立ち会いの下での調査のために、直ちに欧州共同体司法裁判所へ発送されるものとする。

(b) 代理人、法律顧問および弁護士は、職務遂行のために必要とされ得るような通貨の割当を受ける権利を有するものとする。

(c) 代理人、法律顧問および弁護士は、職務遂行のために必要とされ得るような行動の自由を享受するものとする。

利を含まない) 特権, 免責および便宜を享受するためには, 法律顧問および弁護人は, 欧州共同体司法裁判所の登録官によって署名された, 資格証明書という形式の身分証明書をまず備えなければならず, そして, そのような資格証明書は, 定められた期間のみ有効である。

(2) イギリスの弁護士の以下のグループの各々は, 法律顧問もしくは弁護人として行動することができないことになる。すなわち,

(a) バリスター団の内の実務を行っていないメンバー (これは既存の加盟国すべてに共通する),

(b) 実務を行っていないか否かにかかわらず, ソリシター,

(c) いかにか高名であれ, バリスター団の内の実務を行っていないメンバーでもあるのであれば, 法学教師。

更に, 実際的な観点からなお一層重大であろうことは, ソリシターが, 現在の規定の下では, 欧州共同体司法裁判所において全く承認が与えられないことになる, ということである。このことが意味するのは, 同訴訟手続規則第32条第2項⁽⁹⁾によって法律顧問および弁護人に対して与えられている特権および便宜を, ソリシターは享受できないことになる, ということである。更に, 同裁判所が, 一方の当事者に対して, 他方の当事者の訴訟費用を支払うよう命令する場合には, 同規則第73条は, そのような命令の下で回復され得る支出には, 「代理人, 法律顧問もしくは弁護人の報酬」に関する支出が含まれるものとする, と規定しており, その文言は, 既に見てきたように, ソリシターを含まない。これらの状況においては, ソリシターは, 事実上, 訴訟においていかなる積極的な役割をも果たすことを妨げられることになり, そして, イギリスの現在の制度の下では, (連合王国が欧州共同体加盟国の一つであったならば——欧州共同体司法裁判所に出廷することができる唯一の者である) 実務を行っていないバリスターは, ソリシターを通ずる以外に事件の依頼を受けられないのであるから,

イギリスの弁護士全体は、実際上の問題として、同裁判所におけるいかなる訴訟にも参加することを妨げられることになる。¹⁰⁾

明らかに、連合王国が、将来のある期日において、共同市場に加盟することを認められることになって、そして、イギリスの法曹が、欧州共同体司法裁判所における訴訟に参加することから事実上完全に締め出されることがないとするならば、同裁判所の慣行および手続に関する規則、あるいは、私が既に言及したところの、バリスターとソリシターと素人の訴訟依頼者との間の関係および裁判所における弁論権の法則となるイギリスの現行の規則と規程、のいずれかに対して修正がなされなければならないことになる。

共同市場の法

共同市場の法曹、および、それに対するイギリス自身の法曹の融和にとっての必要な措置については以上である。ここで、共同市場が生ぜしめかついまだに生ぜしめつつある新たな法制度——イギリスの弁護士にとって、明らかに利害関係があり、そして、連合王国がいずれかの時期に共同市場に加盟するならば、明らかに重要である制度——について簡単に述べることにする。このことはまた——私がこれから述べようとするように——加盟国となることを申請している国にとっても非常に重要であり得る。

(10) 素人の依頼者から直接的に事件の依頼を受ける弁護人を明らかに想定している、訴訟手続規則（第40条第1項によって拡張されているところの）第38条第5項をも参照されたい。

《欧州共同体司法裁判所の管轄権》

欧州共同体司法裁判所を創設している欧州経済共同体条約は、同裁判所が扱う権限を有する各種の訴訟を定めている多くの規定を含んでいる。⁽¹⁾ 管轄権についてのこれらの項目⁽²⁾を考察することは、本論文の範囲外のことであるが、しかしながら、主として、当該管轄権が行使され得るのは、共同体自身、加盟国、もしくは共同体諸機関の一つが当事者である場合のみであることが、留意されてもよいであろう。私個人間の法律行為は、たとえ共同市場の商業活動に関連するものであるとしても、そして、たとえ異なる加盟国の国民の間で行なわれるかもしれないとしても、一般原則として、国際私法の通常の法原則に従って、いずれかの加盟国の国内裁判所において強行され得るものである。

しかしながら、この一般原理に対しては、欧州経済共同体条約の第173条および第177条の各々の下、ならびに欧州共同体司法裁判所規程に関する議定書の第37条の下における三つの例外があるように思われる。これらの内で最も重要なものは、本条約の解釈、もしくは、その下で制定されたある種の制定法の解釈、または、共同体諸機関の諸行為の効力に関する何らかの問題が、加盟国の内の一国のいずれかの裁判所において生じた場合には、その裁判所は、判決を下し得るようになるためにはこの問題についての決定が必須であると考えらるならば、欧州共同体司法裁判所に対して、かかる問題について裁定を下すよう要請することができ、また、当該国内裁判所が、その判決に対する上訴の可能性がない裁判所である場合には、当該国内裁判所は、この事

(1) 欧州経済共同体条約第169—184条および第228条を参照されたい。

(2) 管轄権についての解説としては、ロイド教授の本巻への寄稿論文を参照されたい。[D. Lloyd, *The Court of Justice of the European Economic Community*, 16 *Current Legal Problems* 34 (1963). 一訳者]

項を欧州共同体司法裁判所に付託（reference）しなければならない、と規定している同条約第 177 条が扱っている例外である。したがって、例えば、契約を強行するために、訴訟がある加盟国の国内裁判所に提起され、そして、被告が、抗弁として、当該契約は、営業制限行為に関する第 85 条の規定の一つに違反するので無効である、との答弁を行なうならば、その場合には、かかる国内裁判所は、当該契約が第 85 条の規定に違反するか否かの点についての裁定を求めるために、この事項を欧州共同体司法裁判所に付託することができる。ともかく、欧州共同体司法裁判所に対するそのような付託の可能性が生じそうに思われる場合には、その訴訟の当事者のいずれかは、付託を望むならば、多分、訴答（pleading）において、その者が求めている救済の一部として付託を特定の求めることになる。

これらのようなすべての場合において、欧州共同体司法裁判所が適用するのはいかなる法原理であるかについて問題が生ずる。欧州経済共同体条約第 164 条によって与えられているあまり役に立たない回答は、「欧州共同体司法裁判所は、本条約の解釈および適用において、法の遵守を確実に行なうものとする。」というものである。同条約は、一般的に、続けて、いかなる法であるか、あるいはどこの法であるかを明記することをしてはいない。しかしながら、三つの限られた分野において、同条約は、幾分難解であるとしても、より特定のである。

(1) 第 215 条の下では、共同体の契約上の責任は、問題となっている契約に適用される法の適用を受けるものとする、と規定されている。

(2) 同条は、契約責任以外の場合には、共同体は、共同体諸機関によって生ぜしめられたいかなる損害も、「諸加盟国の法に共通する一般的法原理に従って」補償するものとする、と規定している。

(3) 第 222 条は、本条約は、所有権についての既存の諸制度および付带的諸事項を決して損うことがないものとする、と規定している。

欧州共同体司法裁判所に対しては、それが適用すべき法原理についての他のいかなる指針も与えられていないが、しかし、(判決が基礎としている根拠がその判決に述べられていることを要求している) 訴訟手続規則第63条、および、(同裁判所の《すべて》の判決の公判例集の発行のための規定を設けている) 第68条の要件の全体から、指針は、もちろん、欧州経済共同体条約の諸規定の基礎となっているような一般的法原理によって制限されることになるとはいえ、不文のイギリスのコモン・ローと同様に、判例法の集積を待つものではあるが、裁判官自身⁽¹³⁾の胸の内にあることが明らかであるように思われる。

欧州共同体司法裁判所の管轄権という論題を離れる前に、多分、連合王国の加盟のための交渉が決裂したという観点から、通常はこの種の論文における合理的限界であろうものを越えて、同裁判所の管轄権の一面面に話を進めてもよいであろう。

共同市場の加盟国になるための申請は、欧州経済共同体条約第 237 条によって扱われており、同条は次の文言で述べている。「ヨーロッパのいかなる国家も共同体の加盟国となるために申請をなすことができる。かかる国家は、欧州閣僚理事会に対して申請をなすものとし、同理事会は、欧州委員会の意見を受けて、その申請について全員一致の決定を下すものとする。」不合理ではない解釈と思われるが、もしこの規定が、欧州閣僚理事会(すなわち、6名——各加盟国から1名⁽¹⁴⁾——の閣僚から成る理事会)に対して、当該申請の《本案》について、それもその形式的な受理についてばかりでなく、「全員一致の決定」に到達することを要求するものであるならば、その場合には、6名の閣

(13) 裁判官団——7名から成る——は、共同体加盟国政府間の相互の合意によって、(一般的に) 6年の期間任命される(欧州経済共同体条約第167条)。

(14) 同条約第146条。

僚が《全員一致で》受理か拒絶かを決定しない限り、加盟国になるための申請が受理されるか《または拒絶されるか》が明らかではないように思われる。もしこのことがそうであるならば、その場合には、同理事会が、共同市場への加盟のための連合王国の申請を全員一致で拒絶しない限り、そして拒絶するまでは、そのような申請は、私の考えでは、同理事会においてまだ有効なものとみなされなければならない、と思われる。このこともまた認められるならば、その場合には、私の考えでは、同理事会は、《すべての》加盟国と連合王国⁽¹⁵⁾との間で諸条件が合意されるまで——欧州経済共同体条約第 148 条の下における、《多数》決でなされ得る決定がなされるまで——当該申請の検討を延期するか、そうでなければ、全員一致で当該申請を拒絶するかのいずれかでなければならない、と思われる。すなわち、合意の欠加によって当該申請を失効させてしまうという妥協方法は何ら存在しないように思われるのである。

上述の結論が正しいならば、その場合には、いかなる加盟国も、あるいは、多分、加盟国であるか否かにかかわらず、⁽¹⁶⁾ 不満を抱いているいかなる国家も、閣僚理事会に対して行動することを要請でき、そして、そのように要請されて2か月以内に、同理事会が要求されている方法でその態度を明らかにしなかったならば、その場合には、いかなる加盟国も、更に2か月以内に、当該事項を欧州共同体司法裁判所に付託することができる。しかしながら、この時点に至っても、同裁判所の権限は、そのような付託の場合には、同条約に対する違反を「記録に留める」ことに制約されているので、同裁判所ができることはあまりないように思われる。共同市場に加盟するための連合王国の

(15) 同条約第 237 条第 2 項によって要件とされている。

(16) 第 175 条第 2 項の規定は、この点につき明確ではない。

交渉が失敗に終わったことを取り巻く諸状況においては、同裁判所による非難といったそのようないかなる形式的行為からも、ほとんど利益は引き出されない。

法曹に影響する国内的な変更

これまで私は、欧州経済共同体条約によって創設された欧州共同体司法裁判所の法および慣行に関連して、法曹の状況について考察してきた。しかしながら、同条約は、加盟国の国内法、および、加盟国の各々の法曹への加入、の両方に対して広範囲の影響を与えそうである。

《国内法の変更》

法の変更に関する限り、欧州経済共同体条約の中には、共同市場が機能するために必要な程度に、各々の国の法を調和させることを目的としている数多くの規定がある。例えば、第3条は、特定の、共同体の諸活動は、共同市場が秩序ある形で機能するために要求される程度に、各加盟国の法を接近させることを含むものとする、と規定している。このことは、必然的に、各加盟国における税率、関税、課税および補助金についての現行の制度に影響を与えることになり、そして、そのような諸事項に関する特定の規定が同条約には含まれている。¹⁷⁾ このことはまた、加盟国において機能している営業制限行為に対してと同様に、社会サービスおよび社会保障の制度に対しても影響

(17) 例えば、第13条、第16条、第27条、第30条、第38条第4項、第40条および第44条を参照されたい。

を与えることになる。⁽¹⁸⁾ すべてのそのような変更には、必然的に弁護士は直接かかわることになろう。本書への他の寄稿者の内の幾人かは、連合王国が共同市場に加盟した場合にイギリスにありそうな変更の種類と程度について述べようと努めている。これらの変更の大部分に関しては——商事法、および、契約法一般においてあり得るかもしれない根本的な変更でさえも——私の考えでは、反対すべき理由はほとんどあり得ないと思われる。法が確実で、その社会目的に役立つ限り、法の正確な《内容》は比較的に重要ではない。例えば、一つの道路法規が《ある》とすれば、その法規が左側走行であるのかまたは右側走行であるのかは——長期的には——ほとんど重要ではあり得ない。同じことが、度量衡および貨幣の制度にも当てはまる。この種の変更の厄介さは、全く束の間のものである。

《法曹への加入》

共同市場の目的の一つは、いずれかの加盟国の国民が、他のいずれかの加盟国の領土において、自由に行動し営業することができることを確実にすることである。⁽¹⁹⁾ 営業の自由に対する制限撤廃のための一般綱領 (General Programme for the Removal of Restrictions on Freedom of Establishment) が、現在では、閣僚理事会によって採択されている。⁽²⁰⁾ この綱領は、1970年までに、共同市場加盟国のいかなる市民も、関係国の国民と同じ条件で、営業を行なうか、役務を提供するか、あるいは、本論文の目的のためにはより特定の、専門職業を行なうことができるようになることを、もくろんでいる。こ

(18) 第85条、第117条、第119条を参照されたい。更に、一般的に第220条を参照されたい。

(19) 同条約第52—66条を参照されたい。

(20) 1961年10月25日の第53回理事会において。

これらの目的のためには、實際上、共同体市民（Community citizenship）という新たな身分が存在することになる。

法曹の場合には、1965年末⁽²⁾までに職務を行なう完全な自由があるものと提案されている。このことが意味するのは、その後、加盟国の法ならびに行政上の規則および慣行は、ある加盟国の国民が、他の加盟国の法曹に、後者の加盟国の国民とすべての点で同じ条件で加入することを、認めなければならない、ということである。もちろんこのことは、ある加盟国の弁護士には、他の加盟国において弁護士として承認される権利があることになる、ということの意味するのではない。なぜならば、承認の問題は、独自にして別個のものだからである。つまりそれが意味するところは、単に、通常の方法での資格付与の制約の範囲内で、その者（または、ある加盟国の他のすべての国民）には、ある加盟国の法曹の地位を、その国の市民ではないにもかかわらず、認められる権利があることになる、ということである。

イギリスにおいては、バリスターの資格を与えられるか、あるいは、ソリシターとして承認されるための条件の一つは、志願者は、いくつもの例外はあるが、英国国民でなければならないということである。この要件（しかしながら、實際上、往々にして緩和される）は、結局は、共同市場への加盟に際して消滅せざるを得ないことになるかも知れない。

医業、歯科医業および建築業のような他の専門職業の場合には、欧州経済共同体条約第57条は、欧州閣僚理事会は、資格免許状、認可証および他の資格証明書の相互承認のための命令（directive）を發布するものとする、と規定している。そのような承認は、明らかに、営業

(2) 特許弁理士のような、一定の種類の法的代理人の場合には、日限は1968年末まで延長されている。

の自由に充分な意味を与えるものとなるが、しかし、異なる国々の法の「サイエンス」は一定不変ではないのであるから、法曹の場合には、それは、たとえ機能するものであるとしても、限られた機能しか果たし得ない。しかしながら、加盟国の専門職業団体が、いずれの加盟国においても実務を行なう資格を与えられる弁護士の場合には、最終試験を除くすべての試験を免除することは差支えあるまい。イギリスに関する限り、これらは、現在のところ、極めて近い将来には生じそうもない問題ではあるが、しかし、イギリスにとっては、イギリス法がローマ法という背景を有していないという事実の故に、解決が更により困難であろう。更に困難な問題が、また、法曹の二層構造の故に生ずるであろう。

結 論

イギリスの法曹に関する限り、以上すべてから何が浮び上ってくるであろうか。明らかに、交渉が決裂したという観点から、答は、実際問題として、ともかく現在のところ、ほとんど何もないというものであるはずである。しかし、長期的には、また、将来のそれ程遠くない日にイギリスが共同市場への加盟を認められると仮定すれば、敢えて言えば、加盟が遅れる方が有利であるかもしれない。私が思うに、一つの民族としてイギリス人は変化を容易に受け入れない、ということ是否定できない。前もっての知識を持たない見物人が裁判所を訪れるとすれば、きっとその者は、この事実が法曹にまさに当てはまるということ、もちろん確信させられるであろう。疑いもなく我々イギリス人は、革命よりも進化を好むのであって、そして、イギリスの法曹の二部門にとっては、法曹が全体として、他のヨーロッパ諸国の法曹

と——その時が来るならば、そして、その時が来た場合には——同じ条件で競うことになるならば、いかなる変更が必要とされるかを決定するために、最も綿密なできる限りの吟味を行なうのに、いまは最も好都合な時であると言えよう。とりわけ以下の事項は、これまででなされてきた以上に緊急に考慮されることが必要であるように思われる。

(1) 全体的または部分的な融合の問題。完全に融合させることは、私の考えでは、折りに触れ考えられてきたほどには、達成することが困難ではないと思われる。実質的には、必要であろうことは、私が既に言及した二つの部門の間の相違を撤廃することであろう。しかし、現在存在しているほどの形式性にとらわれずに、一方の部門のメンバーが他方の部門へ鞍替えできる何らかの妥協的解決方法が見い出されるかもしれない。⁽²⁾ 急ぎ付け加えるが、私は、自分が融合のための融合の主唱者であると解釈されることを、全く望んではない。しかし、共同市場における将来的融和を目的としては、イギリスの二層の制度をもっては、我々イギリス人は局外の変わり者であることを甘受しなければならない。

(2) 法学教育に関しては、大学の試験および法曹の試験の両方の場からローマ法を除くという現在の政策の知恵は、疑問視され得る。多分現在は、最近の歴史においてかつてなかった程に、大陸法学の基礎を理解し得ることが我々イギリス人にとって重要である。私が思うに、言葉の壁は、突き破らなければ、イギリスの弁護士たちを実に不利な立場に置き得るものであることも、またしっかりと心に留めておくべきである。第一に、現在、欧州共同体司法裁判所の公用語は四つあり、⁽³⁾ そして、訴訟はそれらの内のいずれか《一つ》で行なわれ

(2) 前出脚註(2)中に挙げた、サー・エドウィン・ハーバートの論文、特に13—18頁を参照されたい。

(3) オランダ語、フランス語、ドイツ語およびイタリア語（訴訟手続規則第29条）。

る²⁴⁾のであるから、同裁判所の裁判官団および常勤職員の任命は、必要な言語能力を有する弁護士の中からのみなされるであろうことは明らかである。²⁵⁾ また、共同市場の弁護士として成功するためには、言語知識は欠くことができないものとなることも明らかである。連合王国が加盟国として認められる際に、英語が同裁判所の公用語に加えられるとしても、これによって上記の考慮事由が無視されるものとは決してならない。

これから先数年の間、イギリスの弁護士は、共同市場の法の発展に参与し得ない。これらの年月の内には、共同市場の法についての専門家の一団が出現してもしかるべきである。イギリスの弁護士たちは、私の考えでは、いまや共同市場の法の発展に歩調を合わせるよう備え、そして、将来あり得る参与のために基礎を作るべきであると思われる。

²⁴⁾ 同条。選択は、通常、原告の随意である。

²⁵⁾ 訴訟手続規則第11条および第21条を参照されたい。

付 録 弁護士による法律サービスの提供の自由に関する
欧州共同体閣僚理事会命令および英国の枢
密院令

1. 弁護士が自由にサービスを提供する
ことを実効的に行なうのを促進するた
めの1977年3月22日付欧州共同体閣僚
理事会命令

1977年欧州経済共同体令第249号

COUNCIL DIRECTIVE

of 22 March 1977

to facilitate the effective exercise by lawyers of freedom to provide
services

(77/249/EEC)

欧州共同体閣僚理事会は、

欧州経済共同体を創設する条約、ならびに、特に同条約の第57条お
よび第66条を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

欧州議会の意見を考慮し、

経済・社会委員会の意見を考慮し、

同条約によって、サービスの提供に対する、国籍に基づく、または

居住の条件に基づき、いかなる制限も、経過期間の終了以来禁じられているが故に、

本命令は、弁護士がサービスの提供のために活動を実効的に行なうことを促進するための措置のみを取り扱うが故に、また、職務を行なう権利を実効的に行使することを促進するためには、より詳細な措置が必要となるが故に、

弁護士が自由にサービスを提供することを実効的に行なうべきものとするならば、他の共同体加盟国の弁護士を受け入れる受け入れ加盟国は、各加盟国において弁護士業務を行なっている者を、弁護士として承認しなければならないが故に、

本命令は、サービスの提供にのみ関連するものであり、資格免許状の相互承認に関する規定を含むものではないのであるから、本命令が適用される者は、以下「出身国たる加盟国」として言及される、かかる者が職務を行なっている加盟国において用いられている、専門職業上の称号を用いなければならないが故に、

本命令を採択した。

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Articles 57 and 66 thereof,

Having regard to the proposal from the Commission,

Having regard to the opinion of the European Parliament,

Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee,

Whereas, pursuant to the Treaty, any restriction on the provision of services which is based on nationality or on conditions of residence has been prohibited since the end of the transitional period;

Whereas this Directive deals only with measures to facilitate the effective pursuit of the activities of lawyers by way of provision of services; whereas more detailed measures will be necessary to

facilitate the effective exercise of the right of establishment;

Whereas if lawyers are to exercise effectively the freedom to provide services host Member States must recognize as lawyers those persons practising the profession in the various Member States;

Whereas, since this Directive solely concerns provision of services and does not contain provisions on the mutual recognition of diplomas, a person to whom the Directive applies must adopt the professional title used in the Member State in which he is established, hereinafter referred to as 'the Member State from which he comes',

HAS ADOPTED THIS DIRECTIVE:

第1条

第1項 本命令は、本命令に定められる、制約の範囲内において、またその条件の下で、サービスの提供のために行なわれる弁護士に適用されるものとする。

本命令に含まれるいかなる規定にもかかわらず、加盟国は、死者の遺産を管理する権利を取得するための正式な証書の作成、および、不動産権を設定または譲渡する正式な証書の起草を、定められた範疇の弁護士のために留保することができる。

第2項 「弁護士」は、以下の名称の一つの下で、自己の専門職業上の活動を行なう権利を与えられているすべての者を意味する。

ベ ル ギ ー アヴォカ——アドヴォカート

デ ン マ ー ク アヴォケット

ド イ ツ レヒツアンヴァルト

フ ラ ソ ス アヴォカ

アイルランド バリスター

ソリシター

イ タ リ ア アッヴォカート

ルクセンブルグ	アヴォカ・アヴウエ
オランダ	アドヴォカート
連合王国	アドヴォケイト バリスター ソリシター
ギリシャ	ディキゴロス

Article 1

1. This Directive shall apply, within the limits and under the conditions laid down herein, to the activities of lawyers pursued by way of provision of services.

Notwithstanding anything contained in this Directive, Member States may reserve to prescribed categories of lawyers the preparation of formal documents for obtaining title to administer estates of deceased persons, and the drafting of formal documents creating or transferring interests in land.

2. 'Lawyer' means any person entitled to pursue his professional activities under one of the following designations:

<i>Belgium</i> :	Avocat — Advocaat
<i>Denmark</i> :	Advokat
<i>Germany</i> :	Rechtsanwalt
<i>France</i> :	Avocat
<i>Ireland</i> :	Barrister Solicitor
<i>Italy</i> :	Avvocato
<i>Luxembourg</i> :	Avocat-avoué
<i>Netherlands</i> :	Advocaat
<i>United Kingdom</i> :	Advocate Barrister Solicitor
<i>Greece</i> :	δικηγόρος

第2条

各加盟国は、本命令第1条第1項に明記された活動の遂行のために、同条第2項に列挙されたすべての者を弁護士として承認するものとする。

Article 2

Each Member State shall recognize as a lawyer for the purpose of pursuing the activities specified in Article 1 (1) any person listed in paragraph 2 of that Article.

第3条

本命令第1条に言及された者は、出身国たる加盟国において用いられている、同国の言語、またはその複数の言語の一つ、で表現された、専門職業上の称号を、かかる者に実務を行なう権限を付与している専門職業組織、または、かかる者が上記の国の諸法によって、そこで実務を行なう権利を与えられている裁判所、の名称を表示して用いるものとする。

Article 3

A person referred to in Article 1 shall adopt the professional title used in the Member State from which he comes, expressed in the language or one of the languages, of that State, with an indication of the professional organization by which he is authorized to practise or the court of law before which he is entitled to practise pursuant to the laws of that State.

一八一

第4条

第1項 訴訟において、または公当局において、依頼者を代表することに関連する活動は、各受け入れ加盟国においては、かかる国にお

ける居住または専門職業組織への登録を要求するすべての条件を除き、かかる国で職務を行なっている弁護士のために定められた条件の下で行なわれるものとする。

第2項 上記の活動を行なう弁護士は、出身国たる加盟国におけるかかる者の責務を損うことなく、受け入れ加盟国の専門職業上の行為に関する規則を遵守するものとする。

第3項 上記の活動が連合王国において行なわれる場合には、「受け入れ加盟国の専門職業上の行為に関する規則」は、かような活動がバリスターおよびアドヴォケイトによって行なわれるものではないときには、ソリシターに適用される専門職業上の行為に関する規則を意味する。かような活動がバリスターおよびアドヴォケイトによって行なわれるものであるときには、バリスターおよびアドヴォケイトに適用される専門職業上の行為に関する規則が適用されるものとする。しかしながら、アイルランド出身のバリスターは、連合王国においてバリスターおよびアドヴォケイトに適用される専門職業上の行為に関する規則に、常に服するものとする。

上記の活動がアイルランドにおいて行なわれる場合には、「受け入れ加盟国の専門職業上の行為に関する規則」は、かような活動が裁判所における弁論に関するものである限りにおいては、バリスターに適用される専門職業上の行為に関する規則を意味する。他のすべての場合には、ソリシターに適用される専門職業上の行為に関する規則が適用されるものとする。しかしながら、連合王国出身のバリスターおよびアドヴォケイトは、アイルランドにおいてバリスターに適用される専門職業上の行為に関する規則に、常に服するものとする。

第4項 本条第1項に言及されたもの以外の活動を行なう弁護士は、淵源がいかなるものであれ、受け入れ加盟国において専門職業を規律する規則、特に、かかる国における弁護士の活動の遂行と他の活動の

遂行との不両立，専門職業上の守秘義務，他の弁護士との関連，相反する利益を有する当事者のために同一の弁護士が行動することの禁止，および，宣伝に関する規則，を尊重することを怠ることなく，出身国たる加盟国の専門職業上の行為に関する条件および規則に依然として服するものとする。前者の規則は，受け入れ加盟国において職務を行っていない弁護士によって遵守され得る場合にのみ，かつ，当該規則の遵守が，かかる国において，弁護士の活動の適切な遂行，当該専門職業の存続，および不両立に関する規則の尊重，を確保するために，客観的に正当化される範囲内で，適用され得る。

Article 4

1. Activities relating to the representation of a client in legal proceedings or before public authorities shall be pursued in each host Member State under the conditions laid down for lawyers established in that State, with the exception of any conditions requiring residence, or registration with a professional organization, in that State.

2. A lawyer pursuing these activities shall observe the rules of professional conduct of the host Member State, without prejudice to his obligations in the Member State from which he comes.

3. When these activities are pursued in the United Kingdom, ‘rules of professional conduct of the host Member State’ means the rules of professional conduct applicable to solicitors, where such activities are not reserved for barristers and advocates. Otherwise the rules of professional conduct applicable to the latter shall apply. However, barristers from Ireland shall always be subject to the rules of professional conduct applicable in the United Kingdom to barristers and advocates.

When these activities are pursued in Ireland ‘rules of professional conduct of the host Member State’ means, in so far as they govern the oral presentation of a case in court, the rules of professional conduct applicable to barristers. In all other cases the rules

of professional conduct applicable to solicitors shall apply. However, barristers and advocates from the United Kingdom shall always be subject to the rules of professional conduct applicable in Ireland to barristers.

4. A lawyer pursuing activities other than those referred to in paragraph 1 shall remain subject to the conditions and rules of professional conduct of the Member State from which he comes without prejudice to respect for the rules, whatever their source, which govern the profession in the host Member State, especially those concerning the incompatibility of the exercise of the activities of a lawyer with the exercise of other activities in that State, professional secrecy, relations with other lawyers, the prohibition on the same lawyer acting for parties with mutually conflicting interests, and publicity. The latter rules are applicable only if they are capable of being observed by a lawyer who is not established in the host Member State and to the extent to which their observance is objectively justified to ensure, in that State, the proper exercise of a lawyer's activities, the standing of the profession and respect for the rules concerning incompatibility.

第5条

訴訟において依頼者を代表することに関連する活動の遂行のために、加盟国は、本命令第1条が適用される弁護士に対して、

- 受け入れ加盟国において、地方の規則または慣習に従って、主宰判事、および、適切な場合には、関連弁護士団体の長に紹介されること、ならびに、
- 該当の司法当局において実務を行ない、かつ、必要な場合には、当該当局に対して責任を負う弁護士と共に、または、かかる当局において実務を行なう「アヴウエ（代理人）」もしくは「プロキュラトーレ（訴訟代理人）」と共に、協力して職務を行なうこと、

を要求することができる。

Article 5

For the pursuit of activities relating to the representation of a client in legal proceedings, a Member State may require lawyers to whom Article 1 applies :

- to be introduced, in accordance with local rules or customs, to the presiding judge and, where appropriate, to the President of the relevant Bar in the host Member State ;
- to work in conjunction with a lawyer who practises before the judicial authority in question and who would, where necessary, be answerable to that authority, or with an ‘avoué’ or ‘procuratore’ practising before it.

第6条

すべての加盟国は、公的または私的企業の有給職にある弁護士が、訴訟において当該企業を代表することに関連する活動を行なうことを、かかる国において職務を行なっている弁護士が、かような活動を行なうことを許されていない限りにおいて、妨げることができる。

Article 6

Any Member State may exclude lawyers who are in the salaried employment of a public or private undertaking from pursuing activities relating to the representation of that undertaking in legal proceedings in so far as lawyers established in that State are not permitted to pursue those activities.

一七七

第7条

第1項 受け入れ加盟国の主務当局は、サービスを提供する者に対して、その者の弁護士としての資格を証明することを要求することが

できる。

第2項 本命令第4条に言及され、かつ受け入れ加盟国において課せられている、責務の不遵守があった場合には、当該加盟国の主務当局は、かかる国自身の規則および手続に従って、かような不遵守の結果を決定するものとする。また、この目的を達成するためには、当該当局は、サービスを提供する者に関する、専門職業上の適切でないかなる情報をも得ることができる。当該当局は、かかる者の出身国たる加盟国の主務当局に対して、なされたすべての決定につき通知するものとする。かような情報交換は、提供される情報の機密的性格に影響しないものとする。

Article 7

1. The competent authority of the host Member State may request the person providing the services to establish his qualifications as a lawyer.

2. In the event of non-compliance with the obligations referred to in Article 4 and in force in the host Member State, the competent authority of the latter shall determine in accordance with its own rules and procedures the consequences of such non-compliance, and to this end may obtain any appropriate professional information concerning the person providing services. It shall notify the competent authority of the Member State from which the person comes of any decision taken. Such exchanges shall not affect the confidential nature of the information supplied.

第8条

第1項 加盟国は、本命令の通達後2年以内に、本命令を遵守するために必要な措置に効力を生ぜしめ、かつ、遅滞なく、それについて欧州委員会に通知するものとする。

第2項 加盟国は、本命令の取り扱う分野において当該加盟国が採用する、国内法の主たる規定の本文を、欧州委員会に伝達するものとする。

Article 8

1. Member States shall bring into force the measures necessary to comply with this Directive within two years of its notification and shall forthwith inform the Commission thereof.

2. Member States shall communicate to the Commission the texts of the main provisions of national law which they adopt in the field covered by this Directive.

第9条

本命令はすべての加盟国に対して通達される。

Article 9

This Directive is addressed to the Member States.

1977年3月22日、ブリュッセルにて通達。

Done at Brussels, 22 March 1977.

2. 1978年欧州共同体（弁護士のサービス）令

1978年制定法文書第1910号

THE EUROPEAN COMMUNITIES (SERVICES OF LAWYERS)
ORDER 1978

S. I. 1978 No. 1910

引用および施行

第1条 本令は、1978年欧州共同体（弁護士のサービス）令として引用することができ、かつ、1979年3月1日に施行されるものとする。

Citation and commencement

1. This Order may be cited as the European Communities (Services of Lawyers) Order 1978 and shall come into operation on 1st March 1979.

解釈

第2条 本令においては、文脈上別段の要請のない限り、——
「アドヴォケイト」、「バリスター」および「ソリシター」は、連合王国内のすべての地域に関連しては、かかる地域において、それぞれの場合に応じて、アドヴォケイト、バリスターまたはソリシターとして実務を行なう者を意味し、
「理事会命令」は、弁護士が自由にサービスを提供することを実効的に行なうのを促進するための欧州共同体閣僚理事会命令 No. 77/249/EEC を意味し、

一七四

「欧州経済共同体弁護士」は、ベルギーにおいてはアヴォカ
—アドヴォカート、デンマークにおいてはアヴォケット、
ドイツにおいてはレヒツアンヴァルト、フランスにおいては
アヴォカ、ギリシャ共和国においてはディキゴロス、アイル
ランド共和国においてはバリスターまたはソリシター、イタ
リアにおいてはアッヴォカート、ルクセンブルグにおいては
アヴォカ・アヴエ、または、オランダにおいてはアドヴォ
カート、の名称の下で、自己の専門職業上の活動を行なう権
利を有する者を意味し、

「出身国たる加盟国」は、欧州経済共同体弁護士に関連して
は、かかる者が職務を行なっている、単数または複数の加盟
国を意味し、また、

「自身の専門職業上の当局」は、欧州経済共同体弁護士に関
連しては、かかる者の出身国たる加盟国において、かかる者
に対して懲戒権を行使する権限を有する当局を意味する。

Interpretation

2. In this Order, unless the context otherwise requires —
- “advocate”, “barrister” and “solicitor” mean, in relation to any part of the United Kingdom, a person practising in that part as an advocate, barrister or solicitor as the case may be;
- “the Directive” means the European Communities Council Directive No. 77/249/EEC to facilitate the effective exercise by lawyers of freedom to provide services;
- “EEC lawyer” means a person entitled to pursue his professional activities under the designation, in Belgium of an avocat — advocaat, in Denmark of an advokat, in Germany of a Rechtsanwalt, in France of an avocat, in the Hellenic Republic of a dikegoros, in the Republic of Ireland of a

barrister or solicitor, in Italy of an avvocato, in Luxembourg of an avocat-avoué or in the Netherlands of an advocaat ;
“ member State of origin ”, in relation to an EEC lawyer, means the member State or States in which he is established ; and
“ own professional authority ”, in relation to an EEC lawyer, means an authority entitled to exercise disciplinary authority over him in his member State of origin.

第3条—第1項 1978年解釈法は、同法施行後に制定される従位的立法に適用されるがごとく、本令に適用されるものとする。

第2項 文脈上別段の要請のない限り、本令における、番号の付された個条への、または附則への、すべての言及は、本令の個条または附則への言及である。

3.—(1) The Interpretation Act 1978 shall apply to this Order as it applies to subordinate legislation made after the commencement of that Act.

(2) Unless the context otherwise requires, any reference in this Order to a numbered article or to the Schedule is a reference to an article of, or the Schedule to, this Order.

本令の目的

第4条 本令の規定は、欧州経済共同体弁護士が、本令がなければアドヴォケイト、バリスターおよびソリシターのために留保されるサービスを、理事会命令において明記された、または同命令によって認められた、条件の下で提供することによって、連合王国内のすべての地域において、自己の専門職業上の活動を行なうことを、可能ならしめる目的のために、効力を有するものとし、また、かようにして提供され得るサービスは、本令においては、以後、サービスとして言及さ

れる。

Purpose of Order

4. The provisions of this Order shall have effect for the purpose of enabling an EEC lawyer to pursue his professional activities in any part of the United Kingdom by providing, under the conditions specified in or permitted by the Directive, services otherwise reserved to advocates, barristers and solicitors; and services which may be so provided are hereafter in this Order referred to as services.

法的手続における代理

第5条 制定法、法原則または慣行のいずれも、欧州経済共同体弁護士が、すべての裁判所、審判所または公当局において、民事であると刑事であることを問わず、すべての訴訟手続に関連して、(裁判所、審判所または公当局に出頭すること、および、それらに対して陳述を行なうことを含む) 何らかのサービスを提供することを、かかる者が、関係する裁判所、審判所または公当局において実務を行なう権利を有し、かつ当該サービスを適切に提供し得る、アドヴォケイト、バリスターまたはソリシターと共に、事件の依頼を受けかつ協力して行動することを終始行なう場合には、かかる者がアドヴォケイト、バリスターまたはソリシターではないことのみを理由としては、妨げることができないものとする。

Representation in legal proceedings

5. No enactment or rule of law or practice shall prevent an EEC lawyer from providing any service in relation to any proceedings, whether civil or criminal, before any court, tribunal or public authority (including appearing before and addressing the court, tribunal or public authority) by reason only that he is not an

advocate, barrister or solicitor; provided that throughout he is instructed with, and acts in conjunction with, an advocate, barrister or solicitor who is entitled to practise before the court, tribunal or public authority concerned and who could properly provide the service in question.

第 6 条 本令におけるいかなる規定も、欧州経済共同体弁護士が、

- (a) かかる者が、アイルランド共和国においてバリスターとして実務を行なっている場合には、すべての訴訟手続の過程において、アドヴォケイトまたはバリスターによっては適切に提供され得ない何らかのサービスを提供すること、
- (b) かかる者が、すべての訴訟手続において、アドヴォケイトまたはバリスターと共に、事件の依頼を受けかつ協力して行動する場合には、上記の訴訟手続の、または関連するすべての訴訟手続の、過程において、アドヴォケイトまたはバリスターが適切に提供し得ない何らかのサービスを提供すること、
- (c) かかる者が、すべての訴訟手続において、ソリシターと共に、事件の依頼を受けかつ協力して行動する場合には、上記の訴訟手続の、または関連するすべての訴訟手続の、過程において、ソリシターが適切に提供し得ない何らかのサービスを提供すること、

を可能にするものではないものとする。

6. Nothing in this Order shall enable an EEC lawyer:—

- (a) if he is established in practice as a barrister in the Republic of Ireland, to provide in the course of any proceedings any service which could not properly be provided by

- an advocate or barrister;
- (b) if he is instructed with and acts in conjunction with an advocate or barrister in any proceedings, to provide in the course of those proceedings, or of any related proceedings, any service which an advocate or barrister could not properly provide;
 - (c) if he is instructed with and acts in conjunction with a solicitor in any proceedings, to provide in the course of those proceedings, or of any related proceedings, any service which a solicitor could not properly provide.

第7条 すべての訴訟手続において、アドヴォケイトまたはバリスターと共に、事件の依頼を受けかつ協力して行動する、有給職にある欧州経済共同体弁護士は、上記の訴訟手続において、自己の使用者を代表してサービスを提供することを、かような職にあるアドヴォケイトまたはバリスターがかくのごとく適切に行なうことができる限りにおいて、行なうことができる。

7. An EEC lawyer in salaried employment who is instructed with and acts in conjunction with an advocate or barrister in any proceedings may provide a service on behalf of his employer in those proceedings only in so far as an advocate or barrister in such employment could properly do so.

法的手続に関連しない書類の作成等

第8条 制定法、法原則または慣行のいずれも、欧州経済共同体弁護士が、

- (1) イングランド、ウェールズまたは北アイルランドにおいて、動産に関連する証書、もしくは、
- (2) スコットランドにおいて、動産に関連する文書、

を、報酬を得て、作成または起草することを、かかる者が、アドヴォケイト、バリスターまたはソリシターではないことのみを理由として、妨げることがないものとする。

Drawing of documents, etc. not related to legal proceedings

8. No enactment or rule of law or practice shall prevent an EEC lawyer from drawing or preparing for remuneration:—

- (i) in England, Wales or Northern Ireland, an instrument relating to personal estate, or
- (ii) in Scotland, a writ relating to moveable property,

by reason only that he is not an advocate, barrister or solicitor.

第9条 本令におけるいかなる規定も、欧州経済共同体弁護士に、

- (1) 不動産権を設定もしくは譲渡するため、または、
- (2) 死者の遺産を管理する権利を取得するための、

何らかの証書、もしくは、スコットランドにおいては、何らかの文書、を報酬を得て作成または起草する権利を付与するものではないものとする。

9. Nothing in this Order shall entitle an EEC lawyer to draw or prepare for remuneration any instrument, or in Scotland any writ:—

- (i) creating or transferring an interest in land; or
- (ii) for obtaining title to administer the estate of a deceased person.

法律扶助

第10条 サービスは、附則第1部に明記された制定法規の下における、法的助言および補佐または法律扶助によって、欧州経済共同体弁

護士によって提供され得る。また、法的助言および補佐または法律扶助に関連する、かかる制定法規およびその他のすべての制定法規における、バリスターおよびソリシターへの言及は、上記に準じて解釈されるものとする。

Legal aid

10. Services may be provided by an EEC lawyer by way of legal advice and assistance or legal aid under the enactments specified in Part 1 of the Schedule; and references to counsel and solicitors in those and any other enactments relating to legal advice and assistance or legal aid shall be construed accordingly.

欧州経済共同体弁護士によって用いられるべき称号および表示

第11条 すべてのサービスを提供する場合に、欧州経済共同体弁護士は、出身国たる加盟国においてかかる者に適用される、同国の言語、または複数の言語の一つ、で表現された、専門職業上の称号および表示を、かかる者に実務を行なう権限を付与している専門職業組織、またはかかる者が上記の国において、そこにおいて実務を行なう権利を与えられている裁判所、の名称と共に、用いるものとする。

Title and description to be used by EEC lawyers

11. In providing any services, an EEC lawyer shall use the professional title and description applicable to him in his member State of origin, expressed in the language or one of the languages of that State, together with the name of the professional organisation by which he is authorised to practise or the court of law before which he is entitled to practise in that State.

欧州経済共同体弁護士に自己の身分を証明することを要求する権限

第12条 主務当局は、何時でも、すべてのサービスを提供しようとする者に対して、欧州経済共同体弁護士としての、かかる者の身分を証明することを、要求することができる。

Power to require an EEC lawyer to verify his status

12. A competent authority may at any time request a person seeking to provide any services to verify his status as an EEC lawyer.

第13条 第12条に基づき要求がなされた場合には、かかる要求をなされる者は、かかる要求をなす主務当局によって認められる範囲内のもの（それがあれば）を除いて、当該当局を納得させるように、欧州経済共同体弁護士としての、かかる者の身分を証明するまでは、連合王国においてサービスを提供する権利がないものとする。

13. Where a request has been made under article 12, the person to whom it is made shall not, except to the extent (if any) allowed by the competent authority making the request, be entitled to provide services in the United Kingdom until he has verified his status as an EEC lawyer to the satisfaction of that authority.

第14条 第12条および第13条の諸目的のためには、主務当局は、――

- (a) 関係当事者が提供しようとするサービスが、アドヴォケイトまたはバリスターのために留保されているものである場合には、または、ともかく、関係当事者が、アイルランド共和国において実務を行なっているバリスターであると主張する場合には、連合王国内の関係地域に従って、法曹学院およびバリスター団連合評議会、スコットランド・ア

ドヴォケイト協会もしくは北アイルランド法曹学院評議会、
または、

- (b) 前号(a)が適用されない場合には、連合王国内の関係地域に従って、ソリシター協会、スコットランド・ソリシター協会もしくは北アイルランド・ソリシター協会、または、
- (c) いずれの場合においても、関係当事者がそこにおいてサービスを提供しようとするすべての裁判所、審判所もしくは公当局、

である。

14. For the purposes of articles 12 and 13, a competent authority is:—

- (a) where the services which the person concerned seeks to provide are reserved to advocates or barristers, or in any case where the person concerned claims to be a barrister established in practice in the Republic of Ireland, the Senate of the Inns of Court and the Bar, the Faculty of Advocates, or the Benchers of the Inn of Court of Northern Ireland, according to the part of the United Kingdom concerned; or
- (b) where subparagraph (a) does not apply, the Law Society, the Law Society of Scotland, or the Incorporated Law Society of Northern Ireland, according to the part of the United Kingdom concerned; or
- (c) in any case, any court, tribunal or public authority before which the person concerned seeks to provide services.

一
六
五

専門職業上の非行

第15条——第1項 すべてのサービスを提供する欧州経済共同体弁護士が、理事会命令第4条に定められ、かつ、かかる者に適用される、

専門職業上の行為に関する、条件または規則を、遵守することを怠った、との不服申立は、懲戒権を有する当局に対してなすことができる。

第2項 第1項に基づき不服申立がなされる場合には、懲戒権を有する関係当局は、かかる当局が管轄権を有する（それぞれの場合に応じて）アドヴォケイト、バリスターまたはソリシターに関連して適用されると、同様の手続に従い、かつ、同様の上訴権を認めて、当該申立を審査し、また、それに裁決を下すものとする。

第3項 本条および第16条の諸目的のためには、懲戒権を有する当局は、――

(a) 問題とされているサービスが、アドヴォケイトまたはバリスターのために留保されているものである場合には、または、ともかく、その行為を問題とされている者が、アイルランド共和国において、バリスターとして実務を行なっている場合には、連合王国内の関係地域において、（それぞれの場合に応じて）アドヴォケイトまたはバリスターに対する懲戒権を有する当局、

(b) 前号(a)が適用されない場合には、連合王国内の関係地域において、ソリシターに対する懲戒権を有する当局、

である。

Professional misconduct

15.—(1) A complaint may be made to a disciplinary authority that an EEC lawyer providing any services has failed to observe a condition or rule of professional conduct referred to in article 4 of the Directive and applicable to him.

(2) Where a complaint is made under paragraph (1), the disciplinary authority concerned shall consider and adjudicate upon it

in accordance with the same procedure, and subject to the same rights of appeal, as apply in relation to an advocate, barrister or solicitor (as the case may be) over whom that authority has jurisdiction.

(3) For the purposes of this article and article 16, a disciplinary authority is:—

- (a) where the services in question are reserved to advocates or barristers, or in any case where the person whose conduct is in question is established in practice as a barrister in the Republic of Ireland, an authority having disciplinary jurisdiction over advocates or barristers (as the case may be) in the part of the United Kingdom concerned;
- (b) where subparagraph (a) does not apply, an authority having disciplinary jurisdiction over solicitors in the part of the United Kingdom concerned.

第16条—第1項 懲戒権を有する当局が、第15条第1項に基づく不服申立を受けた欧州経済共同体弁護士が、同条に言及された、専門職業上の行為に関する条件または規則のうちのいずれかに違反した、との認定をなす場合には、当該当局は、——

- (a) 上記認定を、かかる欧州経済共同体弁護士自身の専門職業上の当局に対して、報告するものとし、また、
- (b) 適切と考えるときには、かかる欧州経済共同体弁護士に対して、懲戒権を有する当該当局が命令書において明記することができる範囲まで、およびかような諸条件の範囲内のもの（それがあれば）、を除いて、連合王国においてサービスを提供しないように命ずることができる。

第2項 懲戒権を有する当局は、適切と考える場合には、何時でも、第1項(b)に基づき、当該当局によって与えられる命令書の効力を、変

更，消滅または停止することができる。

16.—(1) Where a disciplinary authority finds that an EEC lawyer against whom a complaint has been made under article 15 (1) has committed a breach of a condition or a rule of professional conduct mentioned in that article, that authority:—

(a) shall report that finding to the EEC lawyer's own professional authority; and

(b) may, if it thinks fit, direct him not to provide services in the United Kingdom, except to such extent and under such conditions (if any) as the disciplinary authority may specify in the direction.

(2) A disciplinary authority may at any time, if it thinks fit, vary, cancel or suspend the operation of a direction given by it under paragraph (1) (b).

第17条 第16条第1項(b)に基づく命令書を出された欧州経済共同体弁護士は、かかる命令書によって認められるものを除いて、連合王国においてサービスを提供する権利がないものとする。

17. An EEC lawyer in respect of whom a direction is made under article 16 (1) (b) shall not be entitled to provide services in the United Kingdom except as allowed by the direction.

制定法規の修正

第18条—第1項 第5条および第8条の一般性を損うことなく、附則第2部に明記される（一定のサービスの提供をアドヴォケイト、バリスター、ソリシターおよび他の有資格者のために留保する制定法規たる）制定法規は、上記諸個条の制約の範囲内で、解釈されるものとする。

第2項 1933年ソリシター（スコットランド）法，1974年ソリシター法または1976年ソリシター（北アイルランド）令におけるいかなる定めにもかかわらず，附則第3部に明記される（ソリシターとして行動している無資格者に関連する制定法規たる）制定法規における，無資格者への言及は，どのように表現されていようとも，本令の意味の範囲内のサービスを提供する欧州経済共同体弁護士を含まないものとする。

第3項 1933年ソリシター（スコットランド）法第42条におけるいかなる定めも，欧州経済共同体弁護士が，同条が適用される，何らかの報酬または諸出費を請求することを，かかる者がソリシターとしての資格を有していないことのみを理由としては，妨げないものとする。

Modification of enactments

18.—(1) Without prejudice to the generality of articles 5 and 8, the enactments specified in Part 2 of the Schedule (being enactments which reserve the provision of certain services to advocates, barristers, solicitors and other qualified persons) shall be construed subject to those articles.

(2) Notwithstanding anything in the Solicitors (Scotland) Act 1933, the Solicitors Act 1974 or the Solicitors (Northern Ireland) Order 1976, references to unqualified persons, however expressed, in the enactments specified in Part 3 of the Schedule (being enactments relating to unqualified persons acting as solicitors) shall not include an EEC lawyer providing services within the meaning of this Order.

(3) Nothing in section 42 of the Solicitors (Scotland) Act 1933 shall prevent an EEC lawyer from recovering any remuneration or expenses to which that section applies by reason only that he is not qualified as a solicitor.

附則

(第10条に関する) 第1部

法的助言および補佐ならびに法律扶助の提供に関連する制定法規

1965年法律扶助および法的助言法（北アイルランド）（法律第8号）。

1967年法律扶助（スコットランド）法（法律第43号）。

1972年法的助言および補佐法（法律第50号）。

1974年法律扶助法（法律第4号）。

1977年法律扶助ならびに法的助言および補佐（北アイルランド）令
（制定法文書第1252号（北アイルランド19））。

SCHEDULE

Article 10

PART 1

ENACTMENTS RELATING TO THE PROVISION OF LEGAL ADVICE AND ASSISTANCE AND LEGAL AID

Legal Aid and Advice Act (Northern Ireland) 1965 (c. 8).

Legal Aid (Scotland) Act 1967 (c. 43).

Legal Advice and Assistance Act 1972 (c. 50).

Legal Aid Act 1974 (c. 4).

Legal Aid, Advice and Assistance (Northern Ireland) Order 1977
(S. I. No. 1252 (N. I. 19)).

(第18条第1項に関する) 第2部

サービスの提供をアドヴォケイト、バリスター、ソリシターなどのため
に留保する制定法規

1933年ソリシター（スコットランド）法（法律第21号）、第39条。

1952年治安判事裁判所法（法律第55号）、第99条。

1964年治安判事裁判所法（北アイルランド）（法律第21号（北アイル
ランド））、第165条第1項。

1959年県裁判所法（法律第22号），第89条。

1959年県裁判所法（北アイルランド）（法律第 25 号（北アイルランド）），第139条。

1974年ソリシター法（法律第47号），第20条，第22条。

1976年ソリシター（北アイルランド）令（制定法文書第 582 号（北アイルランド12）），第19条，第23条。

Article 18 (1) PART 2
ENACTMENTS RESERVING THE PROVISION OF SERVICES TO ADVOCATES, BARRISTERS, SOLICITORS, ETC.

Solicitors (Scotland) Act 1933 (c. 21), section 39.

Magistrates' Courts Act 1952 (c. 55), section 99.

Magistrates' Courts Act (Northern Ireland) 1964 (c. 21 (N.I.)), section 165 (1).

County Courts Act 1959 (c. 22), section 89.

County Courts Act (Northern Ireland) 1959 (c. 25 (N.I.)), section 139.

Solicitors Act 1974 (c. 47), sections 20, 22.

Solicitors (Northern Ireland) Order 1976 (S. I. No. 582 (N.I. 12)), articles 19, 23.

（第18条第 2 項に関する） 第 3 部

ソリシターとして行動している無資格者に関連する制定法規

1933年ソリシター（スコットランド）法（法律第21号），第37条，第38条。

1974年ソリシター法（法律第47号），第25条第 1 項，第39条第 1 項。

1976年ソリシター（北アイルランド）令（制定法文書第 582 号（北アイルランド12）），第25条第 1 項，第27条。

